

○帯広市青少年問題協議会条例

昭和36年4月1日

条例第18号

改正 昭和43年9月25日条例第38号

平成12年12月13日条例第44号

平成20年3月7日条例第1号

平成26年3月26日条例第5号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）に基づき、本市に帯広市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員)

第2条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 関係行政機関及び団体等の代表者

(2) 学識経験者

3 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長それぞれ1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を招集してその議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(幹事)

第4条 協議会に幹事若干名を置き、市長が委嘱する。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（略）